

委 託 仕 様 書

業 務 名：平井排水センター雨水幹線流入ゲートバルブコントロール点検整備業務委託

履行場所：岡山市中区平井五丁目1番49号

履行期間：契約の日から令和9年3月31日まで

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

(目 的)

第 1 条 本仕様書は、上記業務の基本的内容について定める。受注者は現場説明書、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）に基づいて本市関係職員（以下「監督員」という。）の指示に従って誠実に履行すること。

なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で施工すること。

(提出書類)

第 2 条 請負者は、本業務について次の関係書類を提出すること。

●契約時に提出

・課税事業者届	1 部
・契約書	2 部

●業務着手までに提出

・委託業務着手届	1 部
・工程表	1 部
・業務責任者及び主任技術者届	1 部
・下請負通知書	1 部

●業務完了後 契約工期末までに提出

・委託写真帳（A 4 カラー・工程毎）	1 部
・委託報告書	1 部
・委託業務完了通知書	1 部
・その他監督員の指示する書類	1 式

(現場責任者)

第 3 条 現場責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく乙の一切の権限（請負金額の変更、委託期間の変更、請負金の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。

(条件変更等)

第 4 条 現場説明書、本仕様書及び図面に明示のない場合又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

(官公署その他への手続き)

第 5 条 本業務の履行に必要な届出や手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、請負者がこれを代行する。これらに要する費用は、特別に本市が指示・指定したもの以外はすべて受注者の負担とする。

(災害防止等)

第6条 本業務履行に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、履行中、第三者に危害等を与えた場合は、請負者の責務において、誠意をもって解決すること。また、業務履行にあたり、監督員と事前に打ち合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

(臨機の処置)

第7条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった措置の内容は遅滞なく監督員に報告すること。また、本業務履行中において対象の機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は、調整・修理を行うこと。

(業務用電力等)

第8条 本業務の履行に必要な電力・用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

(有資格作業)

第9条 請負者は本業務進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、請負者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。

なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し監督員の承認を得ること。

(弁済復旧)

第10条 本業務の履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

(整理整頓)

第11条 請負者は、本業務の履行期間中および業務完了に際して、監督員の指示に従い履行場所全般の整理・整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。

(別契約の関連作業)

第12条 別契約の関連作業〔工事、修繕、委託等〕については、当該関係者と協力し、履行場所の運転管理をも含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(使用工具等)

第13条 本業務の履行に使用する工具及び機器類は、請負者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。

ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は貸し出すものとする。請負者は、専用工具等の貸し出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意すること。

(使用材料)

第14条 本業務に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するもの

でなければならない。また、J I S等、各種法規・規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。

設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受注者が交換すること。

受注者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(発生材の処理)

第15条

1. 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、清掃を行い、指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。
2. 発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入をした後、調書を監督員に提出すること。
3. 1及び2以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱、その他関係法令等に従い、適切に処理し監督員に報告すること。

なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記による。

(石綿含有建材の事前調査及び報告)

第16条

1. 受託者は、本業務の対象となる建設・工作物等において、大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき石綿含有建材の事前調査を施工前に実施し、監督員に書面にて調査結果の説明を行ってから着手すること。同法第2項に基づく協力が必要な場合は監督員に通知すること。
2. 大気汚染防止法施行規則第16条の11第1項に該当する業務については、同規則第4項に定められた報告を受託者が行うとともに石綿事前調査結果報告システムからダウンロードした報告書を発注者へ提出すること。
3. 石綿事前調査は、別表1のとおり環境省で定める有資格者により調査を行うこと。
4. 大気汚染防止法施行規則第16条の5第1項に掲げる建築物等は調査対象としない。また、石綿等が含まれていないことが明らかであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させる恐れのない作業等も同様とする。

(検査)

第17条 本業務の履行期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。

また、業務完了後、請負者は、本市検査員の指示通りに検査を受け、合格しなければならない。請負者は、検査に合格しない場合、遅滞なく補修または改造をし、再検査を受けなければならない。

別表 1 <対象工作物及び事前調査の資格>

区分	対象工作物	事前調査の資格（下記のいずれか）
特定工作物 （石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号））	① 反応炉 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） ⑦ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備（ケーブルを含む。）	工作物石綿事前調査者
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 計量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記（①～⑰）以外の工作物 （※）塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

第2章 特記事項

第1節 概 要

(委託概要)

第1条 本業務は、平井排水センターの雨水幹線流入ゲートバルブコントロールをサイクル表により点検整備することで、円滑な運転管理と設備の延命を図るもの。

(対象機器・業務内容等)

第2条 本業務の対象機器及び内容は下記のとおりとする。なお、使用する部品はメーカー指定品またはメーカー推奨品とし、仕様書・図面等の数値はあくまでも参考値とし、現地調査確認を十分行い施行すること。

1. 雨水幹線流入ゲート点検

- (1) 製造業者 株式会社丸島水門製作所
- (2) 形 式 3000W×3000H電動制水扉 ×1台
- (3) 駆動装置 西部電機株式会社 LTMD-5+SEB-2
製造番号：0512134-1
- (4) 点検内容
 - 駆動装置の分解整備点検 1式
駆動装置の分解整備点検とそれに伴う部品交換

○交換部品

品名	数量	
リミットスイッチユニット	1	個
トルクスイッチユニット (マイクロスイッチ含む)	1	組
リミットスイッチギヤユニット	1	組
スペースヒータ	1	個
ターミナル及び ターミナルサポート	1	組
機内配線材	1	式
コントロールユニット表示灯	1	式
コントロールユニット 押しボタンスイッチ	1	式
オイルシール	1	個
セイミッタ	1	個
発信機	1	個
モータオイルシール	1	個
ガスケット類	1	式
グリス	1	式
グリス(SEB 部)	1	式
オイルシール(SEB 部)	2	個
ガスケット類(SEB 部)	1	式

○補修塗装 1式

(注意事項)

- 第3条
1. 受託者は前条点検内容及び監督員指示事項等にもとづき、記載した点検結果報告書を所定の期日までに提出すること。
 2. 受託者は、保守点検業務中に発見した不良箇所等は、速やかに監督員に報告し、点検結果報告書に記載し提出する事。軽微な修理等は、受託者において施工すること。費用が発生する不具合箇所は、監督員と協議し取替部品等の納期の確認、修理費用の見積など速やかに対処すること。
 3. 点検の結果、潤滑油及びグリス類が減少していたときは必要に応じて補給を行うこと。